

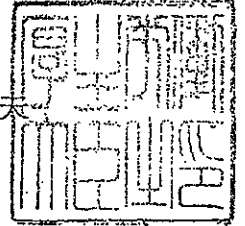
厚生労働省発職0325第3号

平成23年3月25日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（職業能力開発局関係）

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 認定訓練助成事業費補助金制度の改正

補助の対象者として、都道府県が職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十三条に規定する職業訓練法人、中央職業能力開発協会、都道府県職業能力開発協会、一般社団法人、一般財団法人、法人である労働組合及びその他営利を目的としない法人に助成又は援助を行う場合を加えるものとする。

二 キャリア形成促進助成金制度の改正

(一) 訓練等支援給付金について、次のように改正するものとする。

イ 雇用する労働者が行う自発的職業能力開発に係る経費の負担又は職業能力開発休暇の付与を行う事業主への助成を中小企業事業主に対するものとする。及び自発的職業能力開発時間確保制度又は長期職業能力開発休暇制度を導入する事業主への助成を廃止するものとする。

ロ 新たに雇い入れた雇用保険の被保険者等（期間の定めのある労働契約を締結している労働者等を

除く。)に認定実習併用職業訓練又は有期実習型訓練を受けさせる中小企業事業主に対し、当該訓練の運営に要した経費の三分の一の額の助成等を行うものとする。

ハ 期間の定めのある労働契約を締結している労働者等に認定実習併用職業訓練又は有期実習型訓練を受けさせる事業主に対し、当該訓練の運営に要した経費の三分の一(中小企業事業主にあつては二分の一)の額の助成等を行うものとする。

ニ 訓練等支援給付金について訓練の運営に要した経費等に係る助成率を上乘せする等の暫定措置を廃止するものとする。

ホ その他所要の規定の整備を行うこと。

(二) 職業能力評価推進給付金及び地域雇用開発能力開発助成金を廃止するものとする。

三 当分の間、事業主等の行う職業訓練の援助を行うための施設を設置し、及び運営する地方公共団体等に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うものとする等所要の改正を行うものとする。

四 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十三年四月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。